

知っていますか？ 自分の最低賃金

神奈川県 最低賃金

1,071 円

時間額

令和4年 10月1日から

前年比

31 円 UP

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saitēichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは神奈川労働局または最寄りの労働基準監督署へ
神奈川労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-rooudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≥	最低賃金額（時間額）
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≥	最低賃金額（時間額）
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成



「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の
動画もあります。



詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索

1 支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

2 助成金支給までの流れ



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施



労働局に
事業実施結果
を報告



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(R4.9)

知っていますか?

自分の最低賃金



地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	920 (899)	31	令和4年 10月12日	滋 賀	927 (986)	31	令和4年 10月16日
青 森	853 (822)	31	令和4年 10月15日	京 都	968 (937)	31	令和4年 10月19日
岩 手	854 (821)	33	令和4年 10月20日	大 阪	1,023 (922)	31	令和4年 10月18日
宮 城	883 (853)	30	令和4年 10月1日	兵 庫	960 (928)	32	令和4年 10月1日
秋 田	853 (822)	31	令和4年 10月1日	奈 良	896 (886)	30	令和4年 10月1日
山 形	854 (822)	32	令和4年 10月6日	和 歌 山	889 (889)	30	令和4年 10月1日
福 島	858 (828)	30	令和4年 10月6日	鳥 取	854 (821)	33	令和4年 10月6日
茨 城	911 (879)	32	令和4年 10月1日	鳥 根	857 (824)	33	令和4年 10月5日
栃 木	913 (882)	31	令和4年 10月1日	岡 山	892 (882)	30	令和4年 10月1日
群 馬	895 (845)	30	令和4年 10月8日	広 島	930 (899)	31	令和4年 10月18日
埼 玉	987 (956)	31	令和4年 10月1日	山 口	888 (887)	31	令和4年 10月13日
千 葉	984 (933)	31	令和4年 10月1日	徳 島	855 (824)	31	令和4年 10月6日
東 京	1,072 (1,041)	31	令和4年 10月1日	香 川	878 (848)	30	令和4年 10月1日
神 仙 川	1,071 (1,040)	31	令和4年 10月1日	愛 媛	853 (821)	32	令和4年 10月5日
新 潟	890 (859)	31	令和4年 10月1日	高 知	853 (820)	33	令和4年 10月9日
富 山	908 (877)	31	令和4年 10月1日	福 岡	900 (870)	30	令和4年 10月8日
石 川	891 (841)	30	令和4年 10月8日	佐 賀	853 (821)	32	令和4年 10月12日
福 井	888 (858)	30	令和4年 10月2日	長 嶺	853 (821)	32	令和4年 10月8日
山 梨	898 (846)	32	令和4年 10月20日	熊 本	853 (821)	32	令和4年 10月1日
長 野	908 (877)	31	令和4年 10月1日	大 分	854 (822)	32	令和4年 10月5日
岐 阜	910 (880)	30	令和4年 10月1日	宮 崎	853 (821)	32	令和4年 10月6日
静 岡	944 (913)	31	令和4年 10月5日	鹿 児 島	853 (821)	32	令和4年 10月6日
愛 知	986 (955)	31	令和4年 10月1日	沖 繩	853 (820)	33	令和4年 10月6日
三 重	933 (902)	31	令和4年 10月1日	全国加重平均額	961 (930)	31	



派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます!

派遣労働者の最低賃金

派遣先の事業場が別の都道府県にある例	派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例
派遣元	派遣元
京都府 最低賃金額 968 円 (当月額)	兵庫県 最低賃金額 992 円 (当月額)
埼玉県 最低賃金額 987 円 (当月額)	東京都 最低賃金額 1,072 円 (当月額)
派遣先の派遣元が他の都道府県で派遣されている場合	派遣先の派遣元が他の都道府県で派遣されている場合

最低賃金の確認の方法

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を並べて比較してみてください。

1 時間給の場合 $\frac{\text{時給}}{\text{時間}} = \frac{\text{最低賃金額(当月額) }}{\text{最低賃金額(当月額) }}$ 円

2 日給の場合 $\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{日の労働実労時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時給額 }}{\text{時給額 }} = \frac{\text{最低賃金額(当月額) }}{\text{最低賃金額(当月額) }}$ 円

3 月給の場合 $\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{月の平均勤務時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時給額 }}{\text{時給額 }} = \frac{\text{最低賃金額(当月額) }}{\text{最低賃金額(当月額) }}$ 円

4 上記1,2,3が組み合はさっている場合 例えば、基本給が日給で、手当(賃料等)がある場合の場合は、各手当(賃料等)を合計した額を除いて、①と③を合計して求めます。

使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

使用者のみなさまへ

事例1 ● 基本給を時給で換算する場合 例えば、基本給(当月額) = 160,000円、時給(当月額) = 25,000円の場合は、時給(当月額) = 160,000円 ÷ 25,000円 = 6.4時間です。

この割合も、時給(当月額) = 160,000円 ÷ 月の平均勤務時間(160時間) = 1,000円>850円である。最低賃金額を上回ります。

事例2 ▲ 基本給を時給で換算する場合 例えば、基本給(当月額) = 100,000円(=5,000円×20日)、時給(当月額) = 24,000円(8時間)の場合は、時給(当月額) = 100,000円 ÷ 24,000円 = 4.17時間です。

この割合も、時給(当月額) = 100,000円 ÷ 月の平均勤務時間(160時間) = 625円です。

この割合も、時給(当月額) = 100,000円 ÷ 月の平均勤務時間(160時間

